

山陽小野田市地域福祉計画推進委員会規則をここに公布する。

令和元年10月9日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市規則第46号

山陽小野田市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、16人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉に関する団体又は事業者の代表者
 - (3) 公募により選出された市民
 - (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月9日から施行する。